広報
2006（平成18年） 青空と緑と産業のまち
No. 350

しょうわ

12
DECEMBER
月号
Public Relations SHOWA Town

2006 スポーツフェスティバル

今年も、『スポーツフェスティバル』が盛大に行われました。

押原中学校校庭を中心に、様々な競技が行われました。チャイルドサッカーでは、各保育園でチームを作りトーナメント戦で行われました。応援に駆けつけた保護者の方の声援も熱が入っていました。

CONTENTS（おもな内容）

●昭和町の家計簿を見てみよう
●国保だよりNo. 35
●水道だよりNo. 71
● 2006 スポーツフェスティバルが開催されました
●秋の球技大会上位の結果

昭和町公式ホームページに今すぐアクセス！⇨
ＱＲコード（二次元バーコード）の読み取りに対応した携帯電話をお使いの方は、右のＱＲコードを読み取ることで、簡単にアクセスができます。
なお、接写モードで認識しにくいときは、標準モードに切り替えたり、カメラの明るさの設定を暗くしてみてください。

平成17年度決算報告

昭和町の家計簿を見てみよう!!

町が行っている様々な事業は、みなさんが納めている税金や、国・県からの補助金などで運用されています。

決算とは、年度の始まりの4月から翌年3月の間に町にいくら収入や支出があったかをまとめた『町の家計簿』です。平成17年度の歳入総額は73億2,347万9千円、歳出は65億5,668万6千円でした。

歳入

歳入のトップは町税ですが、固定資産税、町たばこ税の減収により前年度比で1、088万7千円の減少（▲0.3％）となりました。国庫支出金は、前年度比2億4、677万2千円の増加（76・2％）です。児童センター建設事業、都市公園事業などによる補助事業があったためです。

町の貯金である基金を取り崩しての繰入金は、前年度比5億5、847万2千円の減少（▲62・2％）です。一般財源へ充当した財政調整基金を取り崩しましたが、前年度は、押原小学校関連整備事業費と、学校給食センター建設事業費へ校舎建設基金から多額の繰入金を充当したため減となっています。

町の借金である町債は、前年度比7、850万円の増加（11・7％）ですが、児童センター建設費、都市公園事業費に充当した事業債の借り入れがあったためです。

自主財源は51億4、628万1千円で歳入総額の70・3％を占めています。一方の依存財源は21億7、719万8千円で、総額の29・7％を占めています。

歳入総額は、前年度比4、178万6千円の減額（▲0.6％）です。

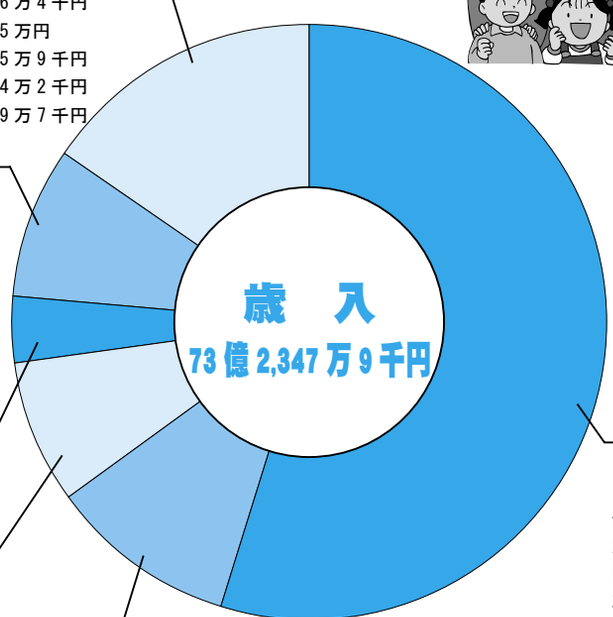

その他　11億3,648万円（15.5%）

分担金・負担金	1億7,833万円
使用料・手数料	4,373万8千円
財産収入	2,316万4千円
寄付金	1億3,355万円
繰入金	3億4,005万9千円
繰越金	3億3,994万2千円
諸収入	7,769万7千円

譲与税・交付金
5億9,146万円3千円
（8.1%）

地方譲与税	1億2,906万4千円
利子割交付金	1,334万8千円
配当割交付金	447万8千円
株式等譲渡所得割交付金	775万2千円
地方消費税交付金	2億5,654万3千円
自動車取得税交付金	4,041万1千円
地方特例交付金	1億3,508万5千円
交通安全対策特別交付金	478万2千円

県支出金
2億6,509万8千円
（3.6%）

国庫支出金
5億7,043万7千円
（7.8%）

町債
7億5,020万円
（10.2%）

町税
40億　980万1千円
（54.8%）

個人町民税	7億5,793万2千円
法人町民税	7億2,280万1千円
固定資産税	23億2,768万3千円
軽自動車税	2,992万2千円
たばこ税	1億7,144万8千円
入湯税	1万5千円

国民健康保険特別会計…前年度比で、歳入は1億406万6千円、歳出は9,913万2千円のそれぞれ増加となりました。

＊歳入：13億2,497万9千円
＊歳出：12億4,227万4千円

老人保健特別会計…前年度比で、歳入は5,532万4千円、歳出は6,158万5千円のそれぞれ増加となりました。

＊歳入：9億4,375万5千円
＊歳出：9億　874万9千円

介護保険特別会計…前年度比で、歳入は1,082万9千円、歳出は430万8千円のそれぞれ増加となりました。

＊歳入：4億5,810万円9千円
＊歳出：4億5,094万円8千円

下水道事業特別会計…前年度比で、歳入は24万4千円、歳出は1,335万2千円のそれぞれ減少となりました。

＊歳入：11億3,284万4千円
＊歳出：11億　977万9千円

渇水対策事業特別会計…前年度比で、歳入は304万4千円、歳出は254万5千円のそれぞれ減少となりました。

＊歳入：602万7千円
＊歳出；550万8千円

歳　出

目的別のトップは民生費ですが、前年度比2億1、941万4千円の増加（15・9％）となっています。これは、児童センター建設事業費と前年度繰越事業の温泉掘削工事費があったためです。

土木費は、都市公園事業、町営住宅建替事業があったため、前年度比7億6、566万1千円の増加（102・9％）です。教育費は前年度比6億9、886万円の減少（▲45・7％）ですが、前年度の押原小学校旧校舎解体、グラウンド整備事業及び学校給食センター建設事業の終了による減です。

公債費は、前年度比2億8、964万3千円の減少（▲43・2％）ですが、前年度の平成7・8年度に借り入れた減税補てん債の借換えによる減です。

地方財政の歳出分類

地方公共団体がどのような経費に支出しているかを見るときの、最も基本的な分類として、目的別分類と性質別分類というものがあります。

目的別分類というのは、町の支出を行政目的によって区分する方法で、この分類を見ることによって、その町がどのような施策や政策に力を入れているのかを知る事ができます。

具体的には、議会費、総務費、民生費、土木費というような区分がなされています。

性質別分類というのは、行政活動を行うためにどのようなものにどれだけ支出したかを表す分け方で、経費の経済的性質に基づく分類です。

性質別分類は、地方公共団体の財政運営の健全性や弾力性を分析するのに適しています。

目的別歳出状況

科目	決算額
議会費	8,453万9千円
総務費	8億3,383万5千円
民生費	16億　357万　円
衛生費	4億9,877万7千円
労働費	273万　円
農林水産業費	1億3,569万4千円
商工費	1,507万7千円
土木費	15億　946万4千円
消防費	2億6,505万　円
教育費	8億3,065万3千円
公債費	3億8,053万4千円
諸支出金	3億9,676万3千円
合計	65億5,668万6千円

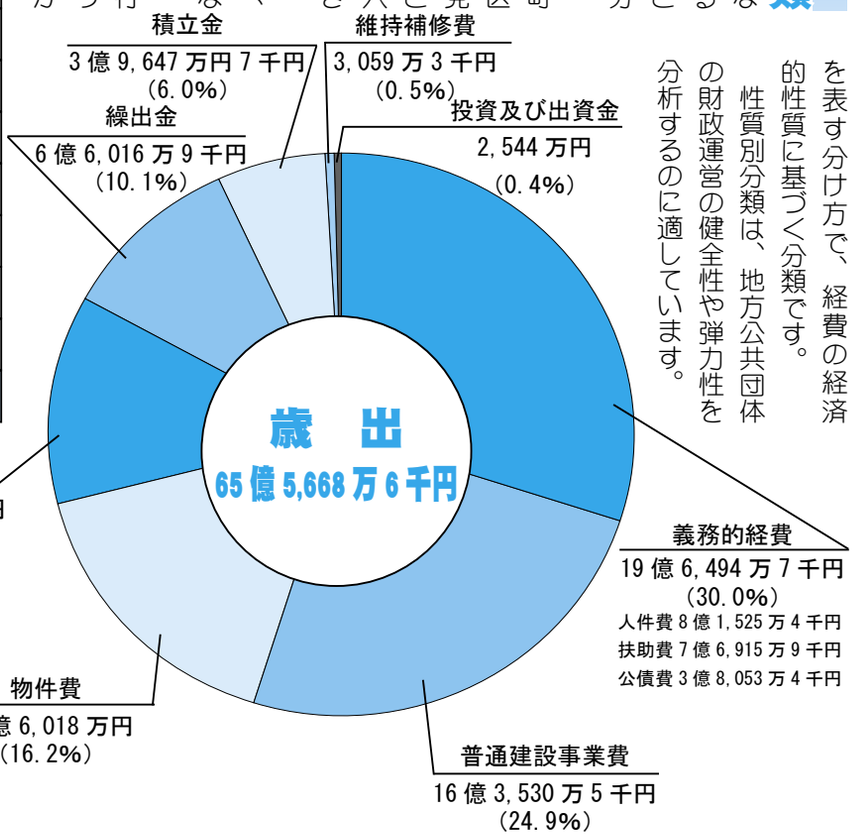

＊町のホームページにも、平成17年度の決算状況が掲載してあります。

【用語の解説】

●**義務的経費**…支出が義務づけられ、任意に削減する事ができない経費です。

◆**人件費**…特別職や職員の給料、議員報酬、各種委員等の報酬などです。

◆**扶助費**…社会保障制度の一環として、生活保護法、児童手当法、老人福祉法等に基づいて援助するために使用する経費、及び町が単独で行っている各種扶助の経費です。

◆**公債費**…地方債の元利返済に使用する経費です。

●**物件費**…備品購入や需用費（消耗品などの経費）、旅費、委託料など、他の性質に属さない消費的な経費です。

●**維持補修費**…町が管理する施設の修繕費など、公共施設を維持管理するために必要な経費です。

●**補助費等**…公営企業に対する負担金や、様々な団体などへの補助金、報償費などの費用です。

●**普通建設事業費**…道路、橋、学校、庁舎など公共施設の建設などに使用する投資的経費です。

●**積立金**…基金に積み立てる金額です。

●**繰出金**…一般会計から特別会計（国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計など）へ支出される金額です。

●**投資及び出資金**…財団法人等への出資などのための経費です。

国保だより

NO.35

国保被保険者　加入世帯　3,080 世帯　被保険者　6,246 人　平成 18 年 10 月末現在

老人保健で医療を受けている方へ

このような方は入院前に申請を忘れずに！

老人保健で医療を受けている方で、次の条件に該当される方は、入院したときに窓口で支払う入院時の食事代が減免されます。

低所得Ⅰ・低所得Ⅱに該当する方は、必ず入院する前に申請をしてください。申請すると、『限度額適用・標準負担額減額認定証』が交付されます。（申請日の属する月の初日から）

あなたは該当しますか？

世帯の全員が住民税非課税ですか？

はい →

いいえ → あなたは該当しませんので、一般になります

各所得から必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となりますか？

年収例：単身世帯で年金収入のみの場合　80 万円以下

はい → あなたは**低所得Ⅰ**に該当します

いいえ → あなたは**低所得Ⅱ**に該当します

もし入院の予定がある場合は、事前に申請してください（役場町民窓口課老人保健係　☎ 275-2111 内線 300）

所得区分	入院時および世帯単位の自己負担限度額（月額）	入院時の食事代（1食当たり）	
一般の方	44,400 円	260 円	
低所得Ⅱの方	**24,600 円**	90 日までの入院	**210 円**
		過去 12 か月以内に 90 日を超える入院	**160 円**
低所得Ⅰの方	**15,000 円**	**100 円**	

＊療養病床は別になります。

国保疾病統計から見てみよう！！

国民健康保険では、毎年季節的な病気や住民の異動が少ない５月に被保険者（国保加入者）が病気で医療機関にかかった状況を疾病統計として集計していますが、本町の現状についてお知らせします。

疾病別上位 20 位

右の表のとおり、高血圧性疾患が圧倒的に多く１位となっていて、次に糖尿病が続いています。肥満傾向にある方が「高血圧」「糖尿病」「高脂血症」といった生活習慣病を２つ以上持っている状態を「メタボリックシンドローム」と言います。

自覚症状はほとんどなく、気づかないうちに相乗作用で動脈硬化を促進させ重篤な事態を招く恐れがあります。本町だけでなく「メタボリックシンドローム」は、全国的な規模で増加の傾向にあります。この予防・解消のために厚生労働省では「1 に運動、2 に食事、しっかり禁煙、最後にクスリ」を標語としてあげています。

また、ほとんど自覚症状が現れないまま進行していく状況に歯止めをかけるためには、定期的に健康診断を受ける事が大切です。全ての疾病についていえる事ですが、健診での早期発見、早期治療が患者負担を軽減し、また、医療費の削減につながっていきます。

慌ただしく過ごしがちの毎日ですが、少し立ち止まって自分自身の身体の事に気をかけてみる時間を持つ事を習慣付けてみましょう。

疾病名称	件数
高血圧性疾病	610
糖尿病	186
皮膚炎及び湿疹	168
その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	138
異常臨床・検査所見で他に分類されないもの	122
その他の眼及び付属器の疾病	122
脊椎障害（脊椎症を含む）	115
その他の損傷及びその他の外因の影響	114
屈折及び調節の障害	110
関節症	96
その他の急性上気道感染症	95
喘息	92
その他の心疾患	74
急性咽頭炎及び急性扁桃炎	71
脳梗塞	69
その他の皮膚及び皮下組織の疾患	67
その他の消化器系の疾患	60
炎症性多発性関節障害	59
結膜炎	57
白内障	57
気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	57

地区別１人当たり医療費・受診率

（入院）

地区	１人当たり医療費（円）	受診率（%）
西条一区	6,709	1.56
西条二区	6,569	1.82
清水新居	4,764	1.72
西条新田	4,433	1.33
押越	11,204	1.69
河東中島	14,726	3.15
紙漉阿原	8,958	2.84
築地新居	14,669	3.82
飯喰	5,611	1.69
河西	5,750	1.46
上河東	5,940	1.27
上河東二区	6,559	2.11
昭和町	7,832	1.99

（入院外『通院等』）

地区	１人当たり医療費（円）	受診率（%）
西条一区	8,702	65.43
西条二区	7,742	64.56
清水新居	10,208	66.72
西条新田	6,446	58.76
押越	7,829	64.24
河東中島	10,282	69.01
紙漉阿原	8,350	63.10
築地新居	7,649	58.60
飯喰	9,559	75.71
河西	7,576	46.58
上河東	8,562	61.08
上河東二区	7,024	56.19
昭和町	8,217	61.74

上の表は、地区別の受診率及び１人当たりの医療費です。疾病別でも加齢に伴って発症率の高くなる高血圧性疾患、糖尿病、関節症等が上位を占めますが、入院、入院外の受診率、医療費とともに各地区の高齢化率の高さに比例する傾向が見られます。

今後更に保険事業等をとおし疾病予防に取り組んでいく必要性を感じます。

＊上記表中数値は、国保疾病統計平成 18 年 5 月診療分から掲載しました。

問合せ　役場町民窓口課　国民健康保険係（☎ 275-2111　内線 218・219）

気くばりで　未来へつなぐ　うまい水
No.71
2006. 12
水道だより
●問合せ　甲府市水道局　TEL２２８-３３１１(代)
FAX２２８-３７７３
URL http://www.water.kofu.yamanashi.jp

水道管の冬支度をお忘れなく！

～気温－４℃以下は危険信号～

水道管の凍結・破裂は、気温が上がらない日が何日か続いたり、朝の冷え込みが厳しい時（－４℃以下）に多く発生します。

水道管の冬支度は万全か点検しましょう。

問合せ　営業課受付（☎ 228-3867）

◆凍結から水道管を守るには

●水道管を保温する

露出している水道管は、発泡スチロール・布切れなどを巻いて保温しましょう。

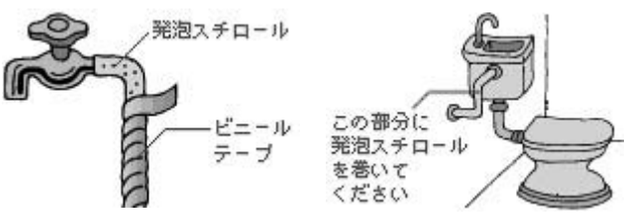

●給湯機器にも防寒対策をする

温水機器や給湯配管も、凍結・破損する場合があります。少量の水を出したり、水抜きをするなど防寒対策をしましょう。

また、防寒用機能を備えた機器もあるので、利用することをお勧めします。不明な点は機器メーカーやガスなどの供給会社へお問合せください。

●水抜きをする

夜間や長い間水道を使わない時は、水抜きをしておきましょう。水抜きをする時は、水抜き栓（不凍栓）バルブを右いっぱいに回し、必ず蛇口を１ヵ所開けてください。

＊水抜き栓バルブは、開・閉いっぱいに止まるまで回さないと漏水する恐れがあります。

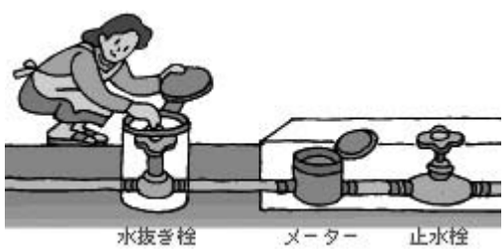

●水を出しておく

水抜き栓がないご家庭や、翌朝特に冷え込みが予想される時は、前夜から箸の太さくらいに水を出しておくのも有効です。

◆水道管が、凍結や破裂した場合

水道管が凍結した時は蛇口をいっぱいに開け、タオルをかぶせ、ゆっくりぬるま湯をかけて温めてください。

一気に熱湯をかけると、蛇口や水道管を傷めるだけでなく、やけどなど思わぬケガのもとになります。

また、水道管が破裂した時やどうしても凍結が解けない場合は、甲府市管工事協同組合（☎ 228-8851）、または最寄りの指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。（修繕費は自己負担）

＊破裂した時は、止水栓・水抜き栓で水を止めてください。

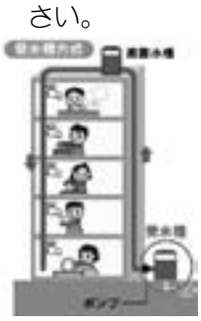

◆受水槽がある建物は

３階以上のビル・マンションなど受水槽を取り付けている建物の維持管理は、建物の所有者が行います。

故障や破裂などをした場合、建物の所有者・管理人に連絡して修理を依頼してください。

◆自分で出来る漏水チェック

●ご家庭で漏水があると…

・水道使用量が増加し、水道料金が高くなります。
・床下などでの漏水の場合、家や家財をいためます。
　漏水は早期に発見すれば被害も最小限ですみます。

１ヵ月に１度、自分の目でも確認してください。

●漏水調査方法

①家庭の蛇口を全部閉める
②メーター内のパイロットの動き確認
③パイロットが動いている場合（右周り）、漏水の疑いあり

＊漏水箇所がわかっている場合は、甲府市管工事協同組合または最寄の指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。（修繕費は自己負担）
漏水箇所がわからない場合には、市水道局が調査に伺いますのでご連絡ください。（調査費無料）

常永団地建替（第１期）新築工事に着手！！

町営住宅の建設計画は、本年度からの第１期工事で６階建（一部４階建）住宅、１ＤＫ 11 戸、２ＤＫ 25 戸、３ＤＫ 15 戸、合計 51 戸を建設することになり、10 月 30 日に契約を行いました。

大規模な工事ですので、大型車両の出入り、騒音等が予想されますが、安全管理を徹底して進めていきます。

町民のみなさまに何かとご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

・工事場所　昭和町上河東 543 番地 79 他
・概　　要　鉄筋コンクリート造
　　住宅１棟（Ａ１～Ａ３、エレベーター１基）
・請負業者　三井建設工業㈱、昭和建設工業㈱、㈱興龍社ＪＶ
・工　　期　平成 19 年７月 31 日（予定）

問合せ　役場産業課　管理係（☎ 275-2111　内線 242）

障害福祉サービスを重複利用した場合の利用者負担の軽減を行います

障害者自立支援法が施行され、障害福祉サービスを利用するときには原則としてその１割が自己負担となります。

これに伴い、障害福祉サービス等の重複利用者への負担が重くならないように新たに負担上限月額を設定することにより、利用者負担の緩和措置を町独自に行います。

【対象者】

障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）、補装具給付、自立支援医療（育成医療・更生医療・精神障害者通院医療費公費負担）を利用された方。

障害福祉サービス ＋ 補　装　具 ＋ 自立支援医療

＊町独自の統合上限額

区　分	対象となる方	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の方	０円・自己負担なし
低所得１	住民税非課税世帯で障害者または障害児の保護者の年収が 80 万円以下の方	15,000 円
低所得２	住民税非課税世帯で低所得１に該当しない方	24,600 円
一　　般	住民税課税世帯の方 （所得区分が中間所得２で重度かつ継続でない方が育成医療・更生医療を利用した場合）	37,200 円 （40,200 円）

問合せ　役場福祉介護課　障害福祉係（☎ 275-2111 内線 246・247）

HEALTH INFORMATION CORNER

みんなの健康

保健・健康に関する問合せは役場いきいき健康課健康増進係
（☎ 275-2111　内線 252・253）

乳児健康診査

実施日	該　当　児	受 付 時 間
12 月 27 日（水）	平成 18 年 2 月生まれ	午後 1 時～ 1 時 15 分
	平成 18 年 8 月生まれ	午後 2 時～ 2 時 15 分

場　　所　総合会館
持 ち 物　母子手帳・健康保険証・印鑑・筆記用具・バスタオル

育児教室

実 施 日　12 月 5 日（火）
受付時間　午前 9 時 10 分～ 9 時 20 分
場　　所　総合会館
該 当 児　平成 18 年 9 月生まれのお子さん
持 ち 物　母子手帳・筆記用具・バスタオル
＊乳幼児健診及び予防接種の説明と予診票等の配布

1歳 6 ヵ月児健康診査

実 施 日　12 月 20 日（水）
受付時間　午後 1 時～ 1 時 30 分
場　　所　総合会館
該 当 児　平成 17 年 4 月～平成 17 年 5 月生まれのお子さん
及び前回未受診のお子さん
持 ち 物　母子手帳・1 歳 6 ヵ月児健康質問票・印鑑・
健康保険証
＊地区別で受付時間を設定しますので、詳しくは通知をご覧ください。

母と子のすくすく相談室

日　時　12 月 11 日（月）　午前 10 時～ 11 時 30 分
（会場）（総合会館）
12 月 22 日（金）　午前 10 時～ 11 時 30 分
（町立児童センター「ゆめてらす」）
対象者　昭和町にお住まいの子育て中のお母さん
①保健師がご相談をお受けします。
②総合会館で実施する日には、栄養士が食事についての相談をお受けします。
③身体計測も行えます。
＊育児についての悩みや不安がありましたら、お気軽にお出かけください。

母子手帳交付及び一般健康相談
子宮がん検診申込み

日　時　12月 7日（木）午前9時00分～11時30分
12月13日（水）午後1時30分～ 4時00分
12月21日（木）午後1時30分～ 4時00分
場　所　総合会館
＊母子手帳の交付を希望される方は、印鑑をお持ちください。
＊予防接種についてのご相談も受付けています。
＊一般健康相談は 40 歳以上の方を対象に血圧測定、尿検査、栄養相談などを行っています。
＊子宮がん検診の申込みを受付けています。希望される方は印鑑をお持ちください。
＊総合健診結果報告会に来られなかった方には、結果表をお渡ししています。

高齢者インフルエンザ予防接種

インフルエンザは普通のカゼに比べて、全身症状が強く、65 歳以上の高齢者や慢性の病気のある方は、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化しやすいので予防が必要です。
対 象 者　昭和町に住所がある 65 歳以上の方、または 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓･腎臓･呼吸器等に重い病気を持ち、接種を希望する方。（意思表示の困難な方は除く）
接種料金　1,000 円（個人負担。医療機関窓口で支払ってください。）
接種期間　平成 18 年 10 月 20 日～平成 18 年 12 月 31 日
＊ 65 歳以上の対象者には個別通知をいたします。その他上記対象者に該当する方はいきいき健康課へご連絡ください。
＊予防接種を受ける際には、保険証または老人医療受給者証、予診票及び接種済証が必要です。
＊町と契約のない医師による接種は全額自己負担になりますので、医療機関またはいきいき健康課へお問合わせください。

献血にご協力ください

年末は尊い命を救う血液が不足することが予想されます。
役場では毎年 5 月と 1 2 月に会場を提供して、町民のみなさまに献血へのご協力をお願いしております。
実 施 日　12 月 12 日（火）
受付時間　午前 9 時 30 分～ 11 時 30 分
午後 12 時 30 分～ 3 時 30 分
会　　場　昭和町役場前駐車場

献血前に

＊受付にてご本人の確認のため、運転免許証などの提示をお願いすることがあります。
＊問診票の質問には正確にお答えください。
＊プライバシーは厳守いたします。
＊副作用防止のため、献血前に水分（スポーツドリンク等）を補給してください。

環境保全推進大会が開催されました

9月29日（金）、平成18年度昭和町環境保全推進大会が開催されました。この大会では、環境保全ポスター・標語の入賞者が表彰されました。また、山梨県環境アドバイザーの望月あけみさんが講師となり、「身近な暮らしの中から考える省エネとゴミ減らし」と題して講演会も行われました。

ポスターの部最優秀作品

環境保全ポスターの部入賞者

最優秀賞　武川　ひなさん　常永小学校４年
優 秀 賞　落合　祥平さん　押原中学校２年　山本　春花さん　常永小学校４年
佳　　作　５名

標語の部入賞者

最優秀賞　高野　夢　さん　常永小学校４年
優 秀 賞　木村　拓真さん　常永小学校４年　渡邉　勇　さん　押原中学校３年
佳　　作　７名

ゴミ拾う
自然にやさしく
始めの一歩
標語の部最優秀作品

2006 スポーツフェスティバルが開催されました

11月5日（日）2006スポーツフェスティバルが開催されました。参加者のみなさんは、秋の一日をスポーツで汗を流し、楽しんでいました。このフェスティバルでは、町愛育会・食生活改善推進員の方々がボランティアで、温かい豚汁のサービスを行ってくださいました。各種目の結果は次のとおりです。

マレットゴルフコーナー
障害物はうまく抜けました！？

豚汁コーナー
いつも大盛況！！とてもおいしかったです

バッゴーコーナー
そのまま的まで届けっ！

ペタンク教室コーナー
ピュット（的）目がけてガンバレ！

子どもクラブ綱引き大会
優　勝　上　河　東
準優勝　西 条 新 田
第３位　押　　越

ふれあいコースコーナー
ボールよっ、そのまま真っ直ぐ当たって！！

ストラックアウトコーナー
がんばれ！未来のエース！！

ストラックアウト
団体優勝　体協野球部

ゲートボール教室
打つときの姿勢も大事だよ！！

フライングディスクコーナー
これでフィニッシュだ～

チャイルドサッカー
優　勝　第２上河東保育園
準優勝　押 原 保 育 園

12月のこよみ

見やすいところに貼るなどしてご利用ください

平成18年　2006
師走（しわす）　DEC

日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
高齢者総合相談センターの活用について 高齢者やその家族が抱える悩みごとをお気軽にお寄せください。専門家が相談に応じます。 相談内容　生活・職業、介護・看護、法律等　相談方法　電話、面接 その他　相続、契約、金銭貸借など法律に関することは弁護士が無料で相談に応じます。（要予約） 問合せ　山梨県高齢者総合相談センター（☎254-0110） 山梨県長寿社会課　（☎223-1450）					1 友引	2 先負 ＊役場閉庁 ＊児童館・児童センター午前開館 ＊おはなし会（図書館午前11時～）
3 仏滅 ＊役場閉庁 ＊総合会館温泉・児童館・児童センター休館	4 大安 ＊温水プール・図書館・総合体育館休館	5 赤口 ＊図書館午後7時まで開館	6 先勝 ＊心配ごと相談	7 友引 ＊図書館午後7時まで開館	8 先負	9 仏滅 ＊役場閉庁 ＊児童館・児童センター午前開館 ＊ミニ門松作り（押原児童館午前9時30分） ＊アニメ映画会（図書館午後2時～） ＊定例結婚相談
10 大安 ＊役場閉庁 ＊児童館・児童センター休館 ＊福祉まつり	11 赤口 ＊温水プール・図書館・総合体育館休館	12 先勝 ＊図書館午後7時まで開館	13 友引 ＊町長と語らいのとき ＊じどうかん みんなであそぼう（午前10時30分～） ＊心配ごと相談 ＊ボカシつくり会（総合会館裏午後1時～）	14 先負 ＊図書館午後7時まで開館	15 仏滅	16 大安 ＊役場閉庁 ＊児童館・児童センター午前開館
17 赤口 ＊役場閉庁 ＊総合会館温泉・児童館・児童センター休館	18 先勝 ＊温水プール・図書館・総合体育館休館	19 友引 ＊図書館午後7時まで開館 ＊ふれあいランチ	20 大安 ＊行政相談 ＊心配ごと相談	21 赤口 ＊読み聞かせとお話の会（図書館午前11時～） ＊図書館午後7時まで開館	22 先勝	23 友引 ＊役場閉庁 ＊総合会館温泉・児童館・児童センター・図書館・温水プール休館
24 先負 ＊役場閉庁 ＊児童館・児童センター・総合体育館休館	25 仏滅 ＊温水プール・図書館・総合体育館休館	26 大安 ＊図書館午後7時まで開館	27 赤口 ＊総合会館温泉・総合体育館休館 ＊心配ごと相談	28 先勝	29 友引	30 先負
31 仏滅				町関係施設1月3日（水）まで全て休館、年始は13ページをご覧ください		

12月のゴミ収集日

ゴミの区分＼地区	全地区（西条地区・押原地区・常永地区）		
もえるゴミ（毎週月・木曜日）	4日・7日・11日・14日・18日・21日・25日・29日		
もえないゴミ アルミ・スチール缶	第1・2・3水曜日（6日・13日・20日）		
粗大ゴミ	第3水曜日（20日） エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、は粗大ゴミとして出せませんので決められた方法で処分してください。		
剪定枝回収	西条地区 第1水曜日（6日）	押原地区 第2水曜日（13日）	常永地区 第3水曜日（20日）

◆新聞紙・雑誌類、ダンボール、牛乳パック、ミックスペーパー、ペットボトル、白色トレイ、その他プラ、びん類は資源回収ステーションへ出してください。（いつでも出せます）

◆使用済みのスプレー缶・カセットボンベを出すときは、爆発・火災の危険がありますので、必ず使い切り、2ヵ所以上穴を開け、ガス抜きをしてから出してください。

＊もえるゴミの収集日が祝日の場合は、翌日に収集いたします。
＊必ず町指定の収集袋を使用してください。黒いビニール袋などでは出さないでください。
＊収集袋・荷札には必ず氏名、電話番号を記入してください。荷札は粗大ゴミに使用してください。
＊収集日の当日午前8時30分までに出してください。
＊燃える物、燃えない物、リサイクル品の分別はしっかり行ってください。
＊引っ越しゴミなどを早く処理したい場合は、役場環境衛生課へご相談ください。

環境衛生課（☎275-2111 内線226・227）

太陽光発電助成金制度　**住宅用太陽光発電システムの設置者等に対し、助成金の交付を行っています。**
予算残額は988,000円【11月13日現在】問 役場環境衛生課（☎275-2111 内線226）

全国社会教育委員連合会会長表彰

10月19日（木）富山県民会館で開催された「第48回全国社会教育研究大会」の席上、本町社会教育委員の会議議長雨宮幹夫さんが「全国社会教育連合会会長表彰」を受賞されました。

雨宮さんは、県下の社会教育・生涯学習推進のリーダーとして、現在もご活躍中です。

今後益々のご健勝と変わらぬご活躍をお祈り申上げます。おめでとうございました。

秋の球技大会上位の結果

一般男子ソフトボール

優　勝	上河東二区
準優勝	西条二区
第３位	河東中島
	紙漉阿原

ゲートボール

優　勝	河　　西
準優勝	河東中島
第３位	西条二区
	築地新居

一般女子バレーボール

優　勝	西条二区
準優勝	上河東二区
第３位	西条新田
	河　　西

おいしい地元産いちごを食べましょう

～いちご狩りも楽しめます～

昔からの本町特産品『いちご』の出荷がいよいよシーズンを迎えます。

本町生産者による直接販売や、『いちご狩り』の楽しめる観光農園も始まります。

風邪などが気になるこれからの季節、ビタミンCが豊富に含まれた良質の地元産の取れたて『いちご』を食べてみてはいかがでしょうか。

本町特産品の『いちご』の販売等についての問合せは、
役場産業課　農政振興係まで（☎ 275-2111　内線 244）

相談です

◆町長と語らいのとき
日時　12月13日（水）
午後1時30分～4時
場所　町長室

＊あらかじめ役場総務課までご連絡ください。
（☎ 275-2111　内線 205）

◆心配ごと相談
日時　12月6日・13日・20日・27日の水曜日
午後1時30分～3時30分
場所　社会福祉協議会

＊あらかじめ社会福祉協議会までご連絡ください。
（☎ 275-0640）

◆行政相談
日時　12月20日（水）
午後1時～3時
場所　町中央公民館2階

＊直接会場へおこしください。お問合せは役場企画行政課まで（☎ 275-2111 内線 211）

◇教育相談
日時　随時（水・金・土・日曜日、祝日は除く）
午前9時～午後4時
場所　町中央公民館2階

＊直接会場へおこしください。問合せは、カウンセラーまで（☎ 275-6951）

◆結婚相談
日時　月～金曜日は受付のみ
午前8時30分～午後5時
第2土曜日は
午後1時30分～4時
場所　町総合会館2階相談室

＊直接会場へおこしください。お問合せは、社会福祉協議会事務局まで（☎ 275-1881）
＊なお、随時電話での相談も行っていますので、各地区相談員までお気軽にお電話ください。

◆心の健康相談
＊精神保健福祉に関する相談に応じ、住民の心の健康づくりを進めます。
第2・第4水曜日
午後1時30分～3時
お問合せは、甲府保健所まで
（☎ 237-1437）

お知らせ

◆ボカシつくり会
日時　12月13日（水）
場所　町総合会館裏
時間　午後1時～

＊不用犬・猫のお問合せは役場環境衛生課まで
（☎ 275-2111　内線 226）

個人情報を保護するとともに有益に利用しましょう

個人情報保護法が、平成 17 年 4 月に全面施行されて以来、個人情報の保護に関して過剰といえるような反応が起こっています。個人情報を利用する上でのポイントをお知らせします。個人情報保護制度を正しく理解して、個人情報を保護すると共に個人情報を上手に利用しましょう。

＊＊＊個人情報を利用する上でのポイント＊＊＊

Point 1　個人情報の保護は、個人情報の有益性に配慮する必要があります。

○　経済・社会の情報化が進み、個人情報を利用したいろいろなサービスが提供され、私達の生活は大変便利になっています。また、これまでも互いに個人情報を共有することによって、地域社会の連携が図られてきました。

○　個人情報の保護に当たっては個人の権利利益の保護だけを考えるのではなく、個人情報が個人や社会にとって利益をもたらす、大変役に立つものであるということについても、十分に配慮する必要があります。

Point 2　利用提供を止めてしまうのは、法の趣旨に沿ったものではありません。

○　最近、法の形式的な解釈や運用によって、これまで行っていた個人情報の利用や提供を止めてしまう例が見られますが、このようなことは法の趣旨に沿ったものではありません。

Point 3　利用提供するためには、工夫も必要です。

○　同窓会名簿や緊急連絡網をつくる場合には、まず本人にその必要性を理解してもらわなければなりません。利用目的や配布先、管理方法などをよく説明して、納得してもらうことが重要です。

○　その上で、利用目的に従って記載事項を必要最小限にするなど、本人が同意しやすいように工夫することも大事です。全員の同意を得られない場合には、同意のある方だけの名簿を作成して、個人情報を有効に利用することも考えられます。

○　また、個人情報の提供を求められた場合には、利用目的にないからといってすぐに提供を断るのではなく、本人に提供してよいかと尋ねたり、本人から提供を求めた人に連絡してもらうように依頼したりするなどの対応も考えられます。

Point 4　情報提供に安心して同意できるようにする仕組みが大事です。

○　個人情報の漏えい事故は、個人情報が悪用されるのではないかという不安を引き起こし、一律に個人情報を提供しないといった保護に偏った対応を招いていると思われます。

○　個人情報の取り扱いに対する信頼性を高めて、誰もが安心して個人情報を提供できるようにするために、安全管理のための積極的な取り組みが求められています。

個人情報を提供するために、本人の同意を必要としない場合もあります。不明な点、疑問点がありましたら下記まで問合せください。

町の条例に関すること　昭和町役場政策法制課（下記電話番号）

個人情報の取り扱いに関する苦情、個人情報を取り扱う機関または、山梨県私学文書課（☎ 223-1410）

＊問合せ先　役場政策法制課　政策係（☎ 275-2111 内線 287）　　**行財政改革ノススメ No. 24**